

令和7年度 千代田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（案）

令和7年6月26日策定

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、千代田区においては、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 調達方針

（1）調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なもの

ア 物品

食料品・飲料品、事務用品・書籍、小物雑貨、その他の物品

イ 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、封入・封かん・発送業務、植栽、その他の役務

（2）対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とし、千代田区内に所在する施設を優先とする。

ア 障害者支援施設

イ 障害者就労支援事業所

ウ 地域活動支援センター

エ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

オ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設【小規模作業所】

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所【特例子会社】

キ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所【重度障害者多数雇用事業所】

ク 在宅就業障害者

ケ 在宅就業支援団体

3 適用範囲

この調達方針は、区のすべての機関が発注する物品または役務の調達とする。

4 調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この調達方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めることとし、その調達目標は、1, 0 0 0 万円以上とする。

5 調達の推進方法

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の2 第1 項第3 号の規定による随意契約を積極的に活用することとし、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。

(5) 物品等の調達に関しては、各課の契約において積極的に取り組むこととする。

6 調達実績の公表

物品等の調達の実績については、年度終了後に概要を取りまとめ区ホームページ等で公表するものとする。